

ものであることを必要とする。ただし、その場所が地方の町村等であり、その場所に証明機関がない場合には、最寄りの市町村にある証明機関が証明したものでよい。

- (2) 令第 61 条第 2 項《原産地証明書の証明》の原産地証明書の証明については、同項の機関の長の名でされたもののはか、それら機関自体の名でされたものも有効として取り扱う。
- (3) 商業会議所以外の私的な機関で、外国において一般に原産地証明書の発給を認められているものが発給証明した原産地証明書は、令第 61 条第 2 項の規定にかかわらず、国際条約等の趣旨にかんがみ、便宜有効なものとして取り扱う。
- (4) 発行者の署名があり、当該署名が正当であると確認しうる場合は、発行機関の印がなくても有効として取り扱う。
- (5) 原産地証明書に記載されている貨物の名称が、貨物の一般名称を示すものであつても、その証明書が実際に輸入される貨物に係るものであると認められるときは、有効とする。
- (6) 原産地証明書に記載されている貨物の記号、番号等と実際に輸入される貨物の記号番号等とが一致しない場合においても、その一致しない理由が次に掲げるものであると認められ、その証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるときは有効とする。
  - イ 原産地証明書の発給時における単純な誤りによる不一致
  - ロ 他国を経由して輸入される貨物につき、当該経由国において現物の外装の記号、番号を刷り変えたことによる不一致
  - ハ 数量価格の僅少な差異
- (7) 原産地証明書の発行者の署名がスタンプをもつて代えられたものであつても、その発行機関のシールがあるものは有効とする。
- (8) 原産地証明書が提出された場合において、その証明書に記載された原産地が実際に輸入される貨物の原産地を正当に表示していないことが明らかであるときは、当該原産地証明書は有効なものとして取り扱わない。

#### (原産地証明書の取扱い等)

68—3—9 令第 61 条第 1 項第 1 号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。

- (1) 原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として「Certificate of Origin」(C—5290) の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあっては、同条第 2 項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。
- (2) 保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があったときは、写しを併せて提出させ、これによって当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、

写しには確認の年月日を裏書し、到着地税関に送付する「運送承認書写（到着証明用）」（前記 63—6 を参照）に「原産地確認済」の旨を表示する。

- (3) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れられる貨物については、原則として、法第 43 条の 3 第 1 項（第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 10 の規定による申請の際に原産地証明書又はこれに代わるべき書類の提出を行わせ、これらの規定による承認の際に原産地の確認を行う。この場合においては、蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書の下欄「原産地証明書」確認欄にチェックをする。
- (4) 1 通の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税關において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税關においては、原産地証明書の写しを 1 通を徴し、原本には、その税關において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押なつして返還する。
- (5) 輸入者が、1 通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税關官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記 68—3—4 に準ずる。

(指定地外検査の許可を要しない貨物)

69—3—1 次に掲げる貨物については、便宜、法第 69 条第 2 項《指定地外検査の許可》の規定による指定地外検査の許可を要しないものとする。

- (1) 難破貨物  
(2) 刑事訴訟法の規定により押収された貨物  
(3) 令第 25 条第 2 号から第 8 号まで《保税地域外に置くことができる貨物》に掲げる貨物

(輸出貨物についての規定の準用)

69—3—2 輸入貨物についての法第 69 条第 1 項《貨物の検査場所》の規定による検査場所の指定及び令第 62 条《指定地外検査の許可の申請》の規定による指定地外検査の許可の申請の取扱いについては、前記 69—1—1（検査場所の指定）及び 69—1—2（指定地外検査の許可の申請）の規定を準用する。

(他法令による許可、承認等の確認)

70—3—1 輸入貨物についての法第 70 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用については、次による。

- (1) 法第 70 条第 1 項に規定する他の法令は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第 2 欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸入申告の際に、同表第 3 欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。
- (2) 法第 70 条第 2 項に規定する他の法令は、別表第 2 の第 1 欄に掲げる